

身体障害者・精神障害者・知的障害者の方に対する自動車税の減免について

身体等に障害があるため歩行することが困難である方々にとって、自動車は日常生活上重要な生活手段となっています。

香川県では、一定の要件のもとで、その利用する自動車の自動車税を減免することとしています。

1. 減免の対象となる自動車の登録・用途等

		本人運転（※2）	家族等運転（※3）	
			身体障害者手帳（18歳以上） 戦傷病者手帳	身体障害者手帳（18歳未満） 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
車 検 証	所 有 者	障害者本人	障害者本人	障害者本人 又は 生計同一者
	使 用 者	障害者本人	障害者本人 又は 生計同一者・常時介護者（※4）	障害者本人 又は 生計同一者・常時介護者（※4）
納税義務者（※1）		障害者本人	障害者本人	障害者本人 又は 生計同一者
運 転 者		障害者本人	生 計 同 一 者 又 は 常 時 介 護 者（※4）	
用 途		限 定 な し	次の1又は2のいずれか 1 身体障害者等の通院、通学、通所、通勤、生業又は一時帰省のために、週1回（又は月4回）以上かつ、3ヶ月以上継続して使用すること 2 身体障害者等の日常生活（買物、交流活動等）のために、週1回程度使用すること ・運転者が常時介護者の場合は、上記1又は2の日数を含め週3日以上身体障害者等のために自動車を使用すること	

※1 割賦販売で所有権を留保されている場合（所有者が自動車販売会社等）は、自動車検査証の使用者が納税義務者となります。

※2 「本人運転」は、自動車検査証の所有者、使用者欄に障害者本人の氏名が記載されている自動車に限ります。ただし、所有権留保の場合は、自動車検査証の使用者欄に障害者本人の氏名が記載されている自動車です。

※3 「家族等運転」とは、身体障害者等の生計同一者又は常時介護者が、身体障害者等と同乗して運転する場合を指します。

※4 「常時介護者」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）のうち、いずれかの交付を受けている者のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者に限ります。

【注意】

◎ 減免台数は身体障害者等1人につき1台（軽自動車を含む）に限ります。なお、事業用は、減免対象になりません。

◎ 身体障害者の方が18歳以上であるときは、本人が運転する場合はもちろん、本人以外の方が運転する場合にも、上記のとおり自動車の所有者を身体障害者本人（所有権留保の場合は使用者が身体障害者本人）にしておかなければ、税の減免措置を受けられませんので注意してください。

◎ 身体障害者等のために車いす移動車等に構造が変更されている自動車の減免については、香川県県税事務所にお問い合わせください。

2. 減免の対象となる障害の範囲

●は障害者本人、生計同一者又は常時介護者が運転する場合に対象となります。

○は障害者本人が運転する場合に限り対象となります。

身体障害者手帳						
障 害 の 区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害	●	●	●	●		
聴 覚 障 害		●	●			
平 衡 機 能 障 害			●			
音 声 機 能 障 害 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)			○			
上 肢 不 自 由	●	●				
下 肢 不 自 由	●	●	●	○	○	○
体 幹 不 自 由	●	●	●		○	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	●	●			
	移動機能	●	●	●	○	○
心 臓 機 能 障 害	●		●			
じん臓機能障害	●		●			
呼吸器機能障害	●		●			
ぼうこう又は直腸の機能障害	●		●			
小 腸 機 能 障 害	●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
肝 臓 機 能 障 害	●	●	●			

精神障害者保健福祉手帳（家族等運転のみ対象）
1級
自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)

療育手帳（家族等運転のみ対象）
①・A

戦傷病者手帳												
障 害 の 区 分	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症	第4 項症	第5 項症	第6 項症	第1 款症	第2 款症	第3 款症		
視 覚 障 害	●	●	●	●	●							
聴 覚 障 害	●	●	●	●	●							
平 衡 機 能 障 害	●	●	●	●	●							
音 声 機 能 障 害 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	○	○	○									
上 肢 不 自 由	●	●	●	●								
下 肢 不 自 由	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
心 臓 機 能 障 害	●	●	●	●								
じん臓機能障害	●	●	●	●								
呼吸器機能障害	●	●	●	●								
ぼうこう又は直腸の機能障害	●	●	●	●								
小 腸 機 能 障 害	●	●	●	●								
肝 臓 機 能 障 害	●	●	●	●								

【注意】 同一障害区分において複数の障害(※)がある場合は、その合計等級で判定します(異なる障害区分(上肢不自由と下肢不自由など)間の合計等級については、適用対象外です。)

※ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に記載されている障害を指します。同一障害区分内で複数の障害を有する場合、身体障害者手帳には1つの障害名で記載されている場合があります。

3. 減免の額

減免の上限額を超える場合は、それを超えた税額については納税が必要です。

自動車税は、令和元年10月1日以降に運輸支局で初回新規登録(※)を受けた自家用乗用車について、税率が引き下げられたことに伴い、身体障害者等減免についても初回新規登録の時期により減免の上限額が異なります。

※初回新規登録の年月は、自動車検査証の「初度登録年月」欄に記載されています。

税 目	減 免 上 限 額
自 動 車 税	○初回新規登録が令和元年9月30日以前の自動車：45,000円 ○初回新規登録が令和元年10月1日以降の自動車：43,500円 ただし、月割で課税される場合は、上記の額に課税月数を乗じて12で除して得た額を上限とします。 自動車税のグリーン化税制による重課対象自動車については、次のとおり読み替えます。 ・乗用車、キャンピング車又は三輪小型自動車の税率が適用されている自動車：51,700円 ・上記以外の自動車：49,500円

4. 申請期限 ※軽自動車税の減免申請については、お住まいの市町へお問い合わせください。

	新たに自動車を取得する場合 (※1) (※2) (※3)	既に自動車を所有している場合	
		4月1日に減免要件に 該当している場合	4月1日以降に減免要件に該当 することとなった場合
対象となる税目	自動車税	自動車税 (申請年度)	自動車税 (翌年度)
申請期限	自動車の登録の時	4月1日から 納期限の5日前	翌年度の4月1日から 納期限の5日前
申請書等の 提出場所	香川県県税事務所 自動車税課(鬼無町)	香川県県税事務所 自動車税課(松島町)	

※1 自動車を移転登録により取得する場合

自動車を取得した年度の自動車税は、前所有者に課税されているため、新所有者は翌年度の自動車税から減免の対象となります。

※2 登録時に自動車税が課税されない場合

申請期間は、翌年度の4月1日から自動車税の納期限の5日前(土日、祝日の場合は翌日)までとなります。

※3 自動車の登録時に申請する場合に、既に減免を受けている自動車(軽自動車を含む)がある場合は、申請期限までに抹消登録(廃車)又は移転登録(名義変更)が必要です。ただし、既に減免を受けている自動車が同一年度内に初めて減免を受けた場合は、抹消登録に限ります。

5. 申請に必要な書類

(1)新規申請の場合

申請に必要な書類等	本人運転	家族等運転	
		生計同一者	常時介護者
減免申請書 (※1)	○	○	○
身体障害者手帳等(原本) 精神障害者保健福祉手帳の場合は、自立支援医療受給者証(精神通院)も必要です。	○	○	○
自動車検査証(写し可。電子車検証の場合は原本又は自動車検査証記録事項)	○	○	○
運転免許証(写し可 ※表裏両面の写しが必要)	○	○	○
生計同一証明書 (※2) 【生計同一証明書の証明に必要な書類】 ・世帯全員の住民票 …省略できる場合があります。 ・通院、通学、通所、生業又は日常生活等の使用状況を明らかにする証明(確認)書		○	
常時介護証明書 (※2) 【常時介護証明書の証明に必要な書類】 ・世帯全員の住民票及び常時介護者の住民票 …省略できる場合があります。 ・通院、通学、通所、生業又は日常生活等の使用状況を明らかにする証明(確認)書 ・自動車運行計画書 ・常時介護者の誓約書			○
既に減免を受けている自動車がある場合は、その自動車が抹消登録・移転登録されていることの確認できる書類 (例・登録識別情報等通知書、移転登録後の車検証の写し)	○	○	○
改造自動車で免許を取得する場合は、自動車学校の在学・入校予定証明書(申請後6か月以内に運転免許証を提示)が必要になります。			

※1 香川県県税事務所及び各県民センター、中讃税務窓口センターに備えています。

※2 次の【生計同一証明書、常時介護証明書の発行機関】で発行しています。

証明書の証明日は、申請年度の4月1日以降のもの(自動車登録時に申請する場合は、発行から1か月以内のもの)

【生計同一証明書、常時介護証明書の発行機関】

対 象 者	発 行 機 関
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	住所地を管轄する市の福祉事務所又は町の障害福祉担当課
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	住所地を管轄する県の保健福祉事務所又は高松市保健所
戦傷病者手帳をお持ちの方	香川県健康福祉部長寿社会対策課

(2)継続申請の場合(減免要件に変更がない場合に限る。)

本 人 運 転	減免申請は不要です。 ※ただし年度途中において香川県県税事務所から現況確認書による照会があった場合は回答が必要です。
家 族 等 運 転	毎年4月下旬に継続減免申請のご案内をお送りします。 引き続き減免の要件に該当し、減免の継続を希望される方は、継続用減免申請書(使用状況の証明が必要です)を申請期限までに提出してください。 ※申請期限までに提出がない場合は、減免を継続することができませんのでご注意ください。

※ 減免要件に変更がある場合は、香川県県税事務所までご連絡ください。

※ 車検日が納期限から6月10日頃までの減免継続車は車検時に納税証明書の交付が必要となります。

(3)減免要件に変更がある場合

次のような場合は、直ちに香川県県税事務所までご連絡ください。

- ① 障害者本人、自動車の所有者、運転者のいずれかの方がお亡くなりになった場合
- ② 障害者本人、自動車の所有者、運転者のいずれかの方が転居した。又は全員が転居した場合
- ③ 障害者本人、自動車の所有者、運転者のいずれかの方の氏名に変更があった場合
- ④ 運転免許証を返納、又は失効した場合
- ⑤ 障害者本人が減免を受けている自動車に乗らなくなった場合
- ⑥ 身体障害者手帳等の等級などが変更された場合
- ⑦ その他、自動車の名義変更等、申請時の状況から変更があった場合

※ 自動車を買い替えるなどして、減免を受けている自動車と異なる自動車で減免を受ける場合は、新たに減免申請手続きが必要となります。

※ 減免を受ける年度の4月1日現在で減免要件を満たさない場合は、引き続き減免を受けることができませんのでご注意ください。

自動車税についてのお問い合わせ先

◎減免申請の手続き等について、ご不明な点があれば下記担当窓口までご相談ください。

担 当 窓 口		電 話 番 号 F A X 番 号
自動車税について	香川県県税事務所 自動車税課(松島町) 〒760-0068 高松市松島町1-17-28(香川県高松合同庁舎内)	TEL (087)806-0314 FAX (087)833-2388
自動車登録時の自動車税について	香川県県税事務所 自動車税課(鬼無町) 〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10	TEL (087)881-3858 FAX (087)881-6443